

令和5年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和5年11月15日(水) 10時30分～12時00分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中9名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶：藤原農林水産部水産課長

議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について

事務局

2023年の6月に遊漁船業の適正化に関する法律の改正法が公布され、令和6年4月1日に施行となっている。この改正は遊漁船の安全性の向上及び地域の水産業と遊漁船業の調和を大きな柱とし、遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化などの措置が講じられている。県では海事局の説明会などに出席し、情報を得た上で遊漁船業者に情報提供する予定である。

委員

- ・法律の改正により罰則が強化されたが、どのような時に罰則を受けることになるのか。
- ・石川県でも制度改正の手続きを厳格に整備し、安全確保を図ろうとしているが、手続き後のフォローアップをどうするのか。
- ・令和8年7月から業務無線及び、船が沈んだ場合の自動発信装置が遊漁船業者にも義務化になる。

事務局

- ・水産課からの利用者の安全にかかわる業務改善命令に従わない場合などとなる。
- ・取締船の職員と浜回りをしながら、法律改正の内容を周知していく。
- ・業務無線などの義務化について、当方も理解を深めて周知したい。

(2) 漁業権免許の切替えについて

事務局

令和5年の9月に漁業権の切り替えがあった。漁業権は大きく分けて共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の三つがあり、海面でレジャー利用する方が密接に関係してくるのが共同漁業権になる。令和2年の漁業法改正で漁業権侵害の罰金が100万円以下の罰金に厳罰化され、あわび及びびなまこは特定水産動植物に規定され、採捕した場合に3年以下の懲役または最高3,000万円以下の罰金となっている。

委員

- ・密漁の看板で何種類かの外国語で書いてほしいと以前に話したがどうなったか。
- ・わかめとさざえの密漁が多いが、その時期に新聞に載ると予防の効果がある

事務局

- ・水産課で翻訳した本を団体に配布することで対応している。また看板についてはわかりやすく絵を記載したものもある。